

える。

別表中三十八の項を四十二の項とし、二十三の項から三十七の項までを四項ずつ繰り下げ、二十二の項を二十四の項とし、同項の次に次の二項を加

へ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの リ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	四万八千円 十四万円 二十四万円 四十六万円
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

二十五 法第六十八条第一項第二号の規定による景観地区内における建築物の高さ、同条第二項第二号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置又は同条第三項第二号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請	十六万円
二十六 法第六十八条第五項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	二万七千円

別表中二十一の項を二十三の項とし、二十の項を二十二の項とし、十九の項の次に次の二項を加える。

二十 法第五十七条の三第一項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の取消しの申請	六千四百円
二十一 法第五十七条の四第一項ただし書の規定による特例容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	十六万円

別表の備考三中「四十の項」を「四十五の項」に改め、同表の備考五中「四十一の項」を「四十六の項」に改め、同表の備考に次のように加える。

六 この表四十四の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる面積について算定する。

- イ 建築物を増築し、又は改築する場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積
- ロ 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- ハ 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一
- ニ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための教育委員会関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十二号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための教育委員会関係条例の整備等に関する条例

(秋田県生涯学習センター条例の一部改正)

第一条 秋田県生涯学習センター条例(昭和五十五年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下」の下に「本則において」を加え、同条第二項を削る。

第七条を削る。

第六条第一号中「センターの」を削り、同条第二号中「第四条第二項本文」を「第五条第二項本文」に、「に使用許可」を「に使用の許可」に、「当該使用許可」を「当該許可」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「前条第一項各号」を「第三条各号」に改め、同条第二項中「前項の」及び「施設の」を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第四条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第八条及び第九条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第八条 分館の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、分館の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合における分館の研修室、多目的ホール及び練習室の使用についての第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条中「センター」とあるのは「分館」とする。本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、開所時間及び休業日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従って分館の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「第四条」を「第五条」に改める。

(秋田県青少年交流センター条例の一部改正)

第二条 秋田県青少年交流センター条例(平成十一年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第五条 第三条の規定による許可を受けてセンターの施設又は土地を使用する者から、別表第一から別表第三までに定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設又は土地の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

第七条中「センターの」を削る。

第八条及び第九条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第八条 センターの宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 宿泊施設を使用する青少年及びその団体の交流の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、宿泊施設の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により宿泊施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるセンターの宿泊室及び大広間の使用についての第三条第一項及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、「により」の下に「センターの」を加え、同条を第十四条とする。

第十一条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

- 一 別表第三の規定を基準として定められていること。

第十条第二項第二号中「第八条の規定による宿泊施設の管理の委託に係る」を「第九条第一項各号に掲げる」に改め、同条第三項中「速やかに」の下に「当該」を加え、同条第四項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、「当該」を削り、同条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（管理の基準）

第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、休所日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つて宿泊施設の管理を行わなければならない。

（利用料金の收受）

第十一条 第八条の規定により宿泊施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、センターの宿泊室又は大広間を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条第一項の規定は、当該使用者については、適用しない。

別表第三中「第十条」を「第五条、第十二条」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改める。

（秋田県立美術館条例の一部改正）

第三条 秋田県立美術館条例（昭和四十二年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削る。

第五条中「すでに」を「既に」に改め、「、美術ホールの使用について」を削り、「事由により、」を「理由により美術館の美術ホールを」に、「できなくなつたとき、」を「できなくなつたとき」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「事由」を「理由」に改め、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「及び」の下に「美術館の」を加え、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（使用の許可）

第二条 美術館の美術ホールを使用しようとする者は、秋田県教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障が生じたとき。

本則に次の四条を加える。

（指定管理者による管理）

第八条 美術館の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 美術館の利用を通じた美術に関する教養の向上に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従って美術館の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「第三条」を「第五条」に改める。

(秋田県立体育館条例の一部改正)

第四条 秋田県立体育館条例(昭和四十三年秋田県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

第二条第二項を削る。

第六条を削る。

第五条中「事由」を「理由」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「のできない事由により、」を「ができない理由により」に、「使用することの」を「使用することが」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障が生じたとき。

第七条及び第八条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第七条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従って体育館の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「(第三条)」を「(第四条)」に改める。

(秋田県田沢湖スキー場設置条例の一部改正)

第五条 秋田県田沢湖スキー場設置条例(昭和四十四年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「冬期スポーツ」を「スポーツ」に、「もつて」を「もって」に改め、「秋田県田沢湖スキー場」の下に「(以下「スキー場」という。)」を加え、「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める。

第二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第二条 スキー場の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。本則に次の三条を加える。

(指定管理者の業務)

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務